

八尾市生涯学習センター
指定管理者募集要項
(令和 8 年度～令和 12 年度)

八尾市教育委員会事務局 生涯学習課

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の名称及び所在地・・・・・・・・	1
3	施設等の概要・・・・・・・・	1
4	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・	5
5	指定期間・・・・・・・・	5
6	利用料金及び業務附帯収入・・・・・・・・	6
7	管理運営に要する費用・・・・・・・・	7
8	募集及び選定スケジュール・・・・・・・・	8
9	募集要項等の配布・・・・・・・・	8
10	申請資格・・・・・・・・	8
11	欠格事項・・・・・・・・	9
12	申請手続・・・・・・・・	10
13	現地説明会・・・・・・・・	13
14	質疑・質問事項・・・・・・・・	13
15	プレゼンテーション・・・・・・・・	14
16	指定管理者候補の選定・・・・・・・・	14
17	指定管理者の指定及び協定等・・・・・・・・	16
18	指定管理者の履行責任に関する事項・・・・・・・・	16
19	事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項・・・・・・・・	16
20	指定管理者の交代に係る事項・・・・・・・・	17
21	共同企業体・・・・・・・・	17
22	留意事項・・・・・・・・	18
23	担当課（問合せ先）・・・・・・・・	19
別表 1	市及び教育委員会と指定管理者との責任分担表・・・・・・・・	20
別表 2	管理物件の維持補修に係る市及び教育委員会と指定管理者との実施分担表・・・・・・・・	21

1 趣旨

八尾市生涯学習センター（以下「センター」という。）は、八尾市生涯学習センター条例（平成5年八尾市条例第24号。以下「センター条例」という。）第1条の規定により、市民の生涯学習を推進し、市民の教養、文化の発展と健康で生きがいある市民生活の向上を図るとともに、子どもたちの健やかな育ちを支えるために設置された施設であり、センター条例第2条の規定にあるとおり、学習プラザ、健康プラザ及びこども総合支援センターで構成されている。

センターの管理運営については、これまでセンター条例のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。）、八尾市生涯学習センター学習プラザ管理運営規則（平成17年八尾市教育委員会規則第6号。以下「管理運営規則」という。）等の規定に基づき、指定管理者が行っている（現指定期間：令和2年4月1日～令和8年3月31日）

なお、こども総合支援センターの機能充実のため、令和7年度半ばから令和8年度始めにかけて学習プラザ2階の健康増進コーナーの改修工事を実施する予定である。

2 施設の名称及び所在地

名 称	八尾市生涯学習センター（愛称「かがやき」）
所 在 地	八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16

3 施設等の概要

（1）施設の目的、実施事業、開館時間、休館日等

①学習プラザ

施設の目的	市民の自発的な生涯学習の機会と場を提供し、学習活動を通じ個性豊かなまちづくりを推進することを目的とする。
実施事業	(1) 生涯学習に関する事業の実施に関すること。 (2) 学習、教養、文化、スポーツ、勤労等に関する情報の収集、提供及び相談に関すること。 (3) 文化活動及び趣味、レクリエーション等に関すること。 (4) 関係団体との連携及び育成に関すること。 (5) その他センター条例第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日以降の祝日でない直近の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ※ 八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。また、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

②健康プラザ

施設の目的	保健センターと称し、八尾市医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに関係医療機関の協力により、地域に密着した総合的な保健サービスを提供することを目的とする。														
実施事業	(1) 土曜日、日曜日及び祝日並びに八尾市生涯学習センター健康プラザ管理運営規則（平成6年八尾市規則第 29 号。）で定める年末年始及び8月中旬の期間における急病診療に関すること。 (2) 健康管理に関すること。 (3) 衛生知識の普及、啓発に関すること。 (4) 予防接種に関すること。 (5) その他センター条例第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。														
開館時間	午前8時45分から午後5時15分まで														
休館日	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ※ 八尾市長（以下「市長」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。														
休日急病診療	<table><tr><td>区分</td><td>診療日</td><td>受付時間</td></tr><tr><td>(1)</td><td>日曜日、祝日及び12月30日から翌年の1月4日までの日</td><td>10時～11時30分 13時～15時30分 17時～20時30分</td></tr><tr><td>(2)</td><td>8月14日、8月15日及び8月16日 ※(1)に掲げる日を除く。</td><td>17時～20時30分</td></tr><tr><td>(3)</td><td>土曜日 ※(1)及び(2)に掲げる日を除く。</td><td>17時～20時30分</td></tr></table>			区分	診療日	受付時間	(1)	日曜日、祝日及び12月30日から翌年の1月4日までの日	10時～11時30分 13時～15時30分 17時～20時30分	(2)	8月14日、8月15日及び8月16日 ※(1)に掲げる日を除く。	17時～20時30分	(3)	土曜日 ※(1)及び(2)に掲げる日を除く。	17時～20時30分
区分	診療日	受付時間													
(1)	日曜日、祝日及び12月30日から翌年の1月4日までの日	10時～11時30分 13時～15時30分 17時～20時30分													
(2)	8月14日、8月15日及び8月16日 ※(1)に掲げる日を除く。	17時～20時30分													
(3)	土曜日 ※(1)及び(2)に掲げる日を除く。	17時～20時30分													

③こども総合支援センター

施設の目的	子どもの最善の利益を考え、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援を推進することを目的とする。		
実施事業	(1) 情報発信、交流及びネットワークの推進に関すること。 (2) 子ども・子育ての総合相談に関すること。 (3) 子どもの教育・発達の相談に関すること。 (4) 児童虐待の相談に関すること。 (5) 保健・医療、福祉、子育て、教育等の関係機関との連携による支援を行うための調整及び情報共有に関すること。 (6) その他センター条例第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。		
開館時間	午前9時から午後5時15分まで		
休館日	(1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ※ 市長が必要と認めるときは、変更することができる。		

(2) 施設の用途、面積等

施設の用途、面積等は次のとおりである。

なお、区分の欄にある「学」は学習プラザ、「こ」はこども総合支援センター、「健」は健康プラザ、「他」はそれ以外を表す。

①生涯学習センター西館

階	区分	名称	面積 (㎡)	主たる用途・目的	貸出
地下 1階	学	ミーティングルーム	114	音楽・カラオケ等のサークル活動、茶話会等	○
1階	学	学習プラザ事務室	128	学習プラザの事務室	×
	こ	こども・いじめ何でも相談課及びこども健康課地域子育て支援係の執務室	277	こども・いじめ何でも相談課及びこども健康課地域子育て支援係の執務室	×
	こ	あそびの広場	133	親子が交流するコーナー	×
	こ	相談ブース	64	簡易な相談を受けるブース	×
	こ	会議スペース		打ち合わせを行うスペース	
	こ	授乳室		授乳を行える場所	
2階	他	(公財) 国際交流センター	140	国際交流センターの執務室、相談ブース	×
	こ	こども・いじめ何でも相談課及びこども健康課母子保健係の執務室 (注)	323	こども・いじめ何でも相談課及びこども健康課母子保健係の執務室	×
	学	料理室・試食室	203	食育等の学習の場	○
3階	学	プレイルーム	54	子育てサークル活動等	○
	学	大研修室	142	講座、グループ活動等	○
	学	小研修室 1	50	講座、グループ活動等	○
	学	小研修室 2	50	講座、グループ活動等	○
	学	美術室	77	芸術に関する学習・活動等	○
	学	陶芸室	116	芸術に関する学習・活動等	○
	学	音楽室	101	合唱・合奏の練習等	○
	学	中研修室 1	75	講演会・講座、グループ活動等 (一体利用可)	○
4階	学	中研修室 2	75		○
	学	小研修室 3	43	講座、グループ活動等	○
	学	小研修室 4	50	講座、グループ活動等	○
	学	和室・茶室	119	伝統文化の学習	○
	学	大会議室	311	講演会、学習成果の発表 (可動式座席200席)	○
	こ	プレイルーム大・相談室	142	親子教室などを行う場所・個別の相談を聞く部屋	×
	こ	プレイルーム小 (1)	50	親子教室などを行う場所	×
	こ	プレイルーム小 (2)	51	親子教室などを行う場所	×
4階	こ	相談室	158	個別の相談を聞く部屋	×

(注) 令和7年9月30日までは、「健康増進コーナー」として供用するスペース

②生涯学習センター東館

階	区分	名称	面積 (㎡)	主たる用途・目的	貸出
1階	健	休日急病診療所	560	休日急病診療の実施、健康診査の実施	×
	健	多目的ホール	161	健康推進課に関する講座、講演会等	×
2階	健	健康診査会場	524	健康診査の実施	×
3階	健	健康推進課執務室	121	健康推進課の執務室	×
	健	栄養指導室	66	栄養指導の実施	×
	こ	こども健康課 母子保健係執務室 (注)	102	こども健康課母子保健係の執務室	×
	こ	面談室	23	面談の実施	×
4階	健	会議室	103	健康推進課に関する会議等	×
	健	健康相談室	15	健康相談の実施	×
	他	医師会事務所	80	医師会の事務所	×
	他	歯科医師会事務所	40	歯科医師会の事務所	×
	他	薬剤師会事務所	40	薬剤師会の事務所	×

(注) 令和7年7月1日現在、こども健康課母子保健係執務室。令和7年10月以降の用途は未定。

(3) 建物の規模、構造等

竣 工	平成6年4月
施設規模	敷地面積 5,636.61 ㎡ (東側駐車場含む) 建築面積 2,290.85 ㎡ 延床面積 9,904.57 ㎡
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階 地上4階 塔屋1階
駐 車 場	①地下駐車場 ・収容台数25台 (身体障がい者等用スペース1台分含む。) ・うち8台分は、こども・いじめ何でも相談課用4台、健康推進課用2台、こども健康課用2台として使用 ・68台駐車可能な機械式駐車装置が設置されているが、高さ制限1.5m以下の駐車枠が含まれているため、当該装置は使用しておらず、実質的に駐車可能台数は上記の台数となっている。 ・駐車場利用料金精算機 あり ・駐輪場300台 ・駐輪場料金は無料 ②東側駐車場 ・収容台数51台 (身体障がい者等用スペース4台分含む。) ・うち1台分は軽自動車専用スペース ・駐輪場60台 ・駐車場利用料金精算機 あり ・駐輪場料金は無料 ③北側駐車スペース ・収容台数10台 (身体障がい者等用スペース2台分含む。) ・駐車場利用料金精算機 なし (駐車料金は無料) ※駐車場使用可能時間は、①～③のいずれも午前9時から午後9時まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理運営方針

八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号。以下「手続条例」という。）、センター条例第14条の規定に基づいてセンターの管理を行うこと。

(2) 管理運営業務の内容

指定管理者の指定を受ける事業者は、センター条例第15条の規定に基づき、以下の業務を行うこと。

- ①生涯学習に関する事業の実施に関すること。
- ②学習、教養、文化、スポーツ、勤労等に関する情報の収集、提供及び相談に関すること。
- ③文化活動及び趣味、レクリエーション等に関すること。
- ④関係団体との連携及び育成に関すること。
- ⑤センター条例第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- ⑥その他生涯学習センターの管理運営に関すること。

※上記業務の詳細については、センターの管理運営業務仕様書による。

※業務内容については、指定期間中であっても内容を変更する場合がある。

※事業計画書において、業務の効果的な実施方法や新たな取組みを積極的に提案すること。

なお、提案の内容は本募集における選定評価の対象となり、履行義務が発生する。

(3) 自主事業

指定管理者は、上記業務のほか、自主事業を行うことができる。

①自主事業の定義

上記業務の範囲に該当しないもので、公の施設として実施することに支障がないと市が認めるもの。

②自主事業の財源と収入の帰属

ア 財源

指定管理者となる法人その他の団体の自主財源を活用することとし、指定管理料や利用料金、その他業務附帯収入を財源とすることはできない。

イ 収入の帰属

自主事業の実施によって発生した収入は、指定管理者となる法人その他の団体の収入とすることができる。

③その他

ア 自主事業の実施にあたっては、事前に教育委員会と協議し、許可を得ることとする。

イ 自主事業は、本募集における選定評価及び指定後のモニタリング評価の対象としない。
そのため、本募集における事業計画書には記載しないこと。

ウ 指定期間中、自主事業を実施した場合、事業の概要及び収支報告を行うこととする。

エ 自主事業にて施設の供用部などを使用する場合、教育委員会より地方自治法第238条の4第7項及び八尾市財務規則第144条第1項第1号の規定による目的外使用許可を受け、八尾市公有財産及び物品条例第6条の規定による使用料を教育委員会へ支払うこと。

5 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 利用料金及び業務附帯収入

(1) 利用料金収入

- ① 学習プラザの施設及び附属設備の使用料並びに駐車場の使用料については、利用料金制を適用し、指定管理者の収入とする。また、利用料金については、センター条例第7条及び管理運営規則第7条の規定に基づき、既納の利用料金の全部もしくは一部を還付し、又は未納の利用料金の全部もしくは一部の納付を免除することができる。ただし、当該還付及び免除による利用料金収入の減収分については、市が支払う経費に含まれているものとし、別途補填は行わない。
- ② 次に掲げるような利用者の行為に対し、教育委員会の承認を得た場合は、利用料金とは別に利用者から実費負担相当額を徴収することができる。
(例) ・センターのコピー機を使用する場合
・電化製品を持ち込み、センターの各施設において電気を使用する場合
- ③ センターの利用料金徴収業務は、八尾市立生涯学習施設の予約・案内システムに関する規則（平成17年八尾市教育委員会規則第17号。）に基づく「八尾市立生涯学習施設予約・案内システム」（以下「システム」という。）を使用していることから、本公募において指定された指定管理者が、現指定期間において実施している料金体系とは異なる料金体系を導入するにあたり、システムの仕様変更や各種印刷物の修正等の必要が生じた場合は、これらにかかる経費は、本公募において指定された指定管理者が負担するものとする。
- ④ 利用料金について「八尾市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」に基づき、市は概ね5年ごとに見直すこととしている。なお、利用料金を見直しを行った場合の対処については、市及び教育委員会と指定管理者で協議を行うものとする。

(2) 受講料収入

指定管理料による講座や講演会等の事業で、受講料、資料代等を徴収した場合は業務附帯収入とし、消費税及び地方消費税を含んだ額で設定すること。

(3) 利用料金等の推移

①開館日数（単位：日）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数	244	220	173	308	308

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日から6月12日まで休館

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月26日から6月20日まで休館

※こども総合支援センター設置工事のため、令和4年4月11日から9月15日まで全面休館、同年9月16日から10月22日まで一部休館。

②利用料金等（単位：円・税込）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設利用料	8,322,770	14,646,900	7,520,540	14,899,210	13,461,640
駐車場利用料	2,579,400	3,949,200	3,104,750	5,160,850	4,948,350
講座受講料他	11,111,550	17,337,254	9,045,476	20,554,278	22,681,080
合計	22,013,720	35,933,354	19,670,766	40,614,338	41,091,070

③利用者数（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	44,737	69,048	39,242	77,618	74,369

7 管理運営に要する費用

(1) 指定管理料

①指定管理料について

センターを管理運営するための費用として市が支払う経費を指定管理料という。

申請者は、収支予算書において、各年度の支出合計（人件費・事業費・維持管理費等）から収入設定額（下記③参照）を差し引いた額を指定管理料として算出し、5か年分を提案すること。

②指定管理料の総額

5年間の総額（上限）	790,550,000円（消費税及び地方消費税の額 71,868,182円を含む）を上限とする。 ※なお、消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、指定期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、市が負担する
------------	--

※「管理運営経費－収入設定額＝指定管理料」として算出。

③収入設定額

利用料金及び業務付帯収入（以下「利用料金等」という。）による単年度の収入額を39,715,000円（税込：5年間の総額198,575,000円）と設定する。この収入設定額を施設の管理運営経費に用いることとし、この収入設定額を超える金額については指定管理者の収入とする。

収入設定額に対して、実際の収入が不足した場合（市の政策により対象を拡大したもの以外の減免に起因する場合も含む。）は、指定管理者は不足分を補い、施設を管理運営するものとする。

④指定管理料の精算

指定管理料のうち施設修繕料（設備、備品及び備品の再調達を含む。）は、単年度の上限額を7,000,000円（税込：5年間の総額35,000,000円）とする。施設修繕料が、市の設定した上限額に達しない場合は、年度ごとに精算を行い、残額を返還するものとする。なお、施設及び設備の修繕料は1件あたり2,000,000円（税込）以内とし、備品の修繕料は1件あたり1,000,000円（税込）以内とする。

⑤単年度の指定管理料並びに支払い方法

毎年度の指定管理料は、収支予算書で申請者が提案した5年間の管理運営経費（税込）の総額を5で除した金額から、収入設定額39,715,000円（税込）を差し引いた金額とする。

支払い方法は、別途年度協定で定めることとする。

⑥光熱水費の推移（単位：円・税込）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電気使用料	7,945,868	8,841,719	12,950,918	12,298,739	13,504,092
ガス使用料	1,652,653	2,869,805	3,430,579	2,982,403	2,973,456
水道使用料	900,064	949,674	879,486	1,007,094	1,071,114
下水道使用料	611,026	614,823	595,342	658,993	710,225
合計	11,109,611	13,276,021	17,856,325	16,947,229	18,258,887

(2) 留意事項

- ① 指定管理料に含まれる人件費については、退職給付費用（ただし退職金を除く。）及び福利厚生費等の諸手当を含むものとする。
- ② 施設及び設備の管理に起因する損害又は傷害に対する賠償においては、指定管理者がその責を負うため、施設賠償保険については指定管理者において加入すること。
保険範囲等の詳細については、市の加入している内容（全国市長会・市民総合賠償補償保険、身体賠償1名1億円、1事故10億円、財物賠償1事故2,000万円）を最低の基準とすること。
- ③ 指定管理料には、目的外使用許可等を行った箇所の使用にかかる光熱水費及び市が別途行政財産の貸付を行った団体等が設置する自動販売機にかかる光熱水費を含むものとする。
- ④ 指定管理料には、施設の管理運営に伴い発生する諸税を含むものとする。
- ⑤ 施設の管理運営に関する経費については、他の会計とは区分して別の会計帳簿を設けて行うこと。また、事業に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとして行うこと。

8 募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュールは次のとおりとする。

No.	内容	日程
1	募集要項の配布期間	令和7年7月1日（火）～9月1日（月）
2	現地説明会の開催	令和7年7月22日（火）、7月28日（月）
3	募集に関する質疑締切	令和7年8月5日（火）午後5時
4	申請書の提出締切	令和7年9月1日（月）午後5時
5	プレゼンテーションの実施	令和7年9月中旬～下旬（予定）
6	指定管理者候補者の決定	令和7年10月頃（予定）
7	指定管理者の指定	令和7年12月八尾市議会定例会の議決後（予定）

9 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年7月1日（火）から令和7年9月1日（月）までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布場所

八尾市役所本館3階 教育委員会事務局生涯学習課
なお、八尾市ホームページにも掲載している。

10 申請資格

指定管理者に申請しようとするものは、次の（1）から（6）までのいずれにも該当すること。

- (1) 大阪府内に主たる事業所を置く法人その他の団体であること。
- (2) 施設を管理するうえで、必要な資格や免許等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない法人その他の団体であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更正手続、再生手続又は破産手続がなされていない法人その他の団体であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の決

定が確定したものを除く。)

- (5) 市が発注する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人その他の団体であること。
- (6) 法人その他の団体の役員に拘禁刑に処せられた者がいないこと。(拘禁刑には、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の法律に規定する懲役刑又は禁錮刑を含む。以下同じ。)

11 欠格事項

次の(1)～(10)に該当する法人等は申請することができない。

なお、下記欠格事項の確認のため、代表者等(登記簿に記載されている理事、監事、評議員等)が交代した場合は、指定期間中においても、速やかに報告すること。また、上記代表者等の交代は本市議会への報告事項となっている。なお、欠格事項の確認について、関係機関等への照会を行う場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である法人その他の団体であるとき。
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体若しくはその構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人その他の団体であるとき。
- (4) 暴力団等に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力団不法行為等(以下「暴力的不法行為等」という。)を行わせた法人その他の団体であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体であるとき。
- (6) 八尾市職員のコンプライアンスの推進に関する条例(平成10年八尾市条例第24号。以下「コンプライアンス条例」という。)第15条第1項の警告を受け、その警告の日から2年を経過しない法人その他の団体であるとき。
- (7) 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者(以下「代表者等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体であるとき(当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれか(⑥から⑧までを除く。)に該当するものがあるときを含む。))。

① 暴力団員等である者

② 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

③ 暴力的不法行為等に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

④ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から5年を経過しない者(③に該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指

定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。)

- ⑤ コンプライアンス条例第 15 条第 1 項の警告を受け、その警告の日から 2 年を経過しない者
 - ⑥ 精神の機能の障害により公の施設の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ⑦ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - ⑧ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (8) その法人その他の団体又はその代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体であるとき。
- (9) 市長、副市長、市議会の議員、教育委員会、選挙管理委員会若しくは公平委員会の委員、監査委員若しくは農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員又はこれらの者の親族（配偶者、父母及び子に限る。）が代表者等である法人その他の団体であるとき。ただし、市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会及び公平委員会の委員、監査委員並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員が代表者等である市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人にあっては、この限りでない。
- (10) 手続条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 5 年を経過しない法人その他の団体であるとき。

12 申請手続

以下の書類を提出すること。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(1) 申請書類

①指定管理者指定申請書（教育委員会が定める書式）

八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年八尾市規則第44号。以下「手続規則」という。）第 3 条関係様式第 1 号を提出すること。ただし、複数の法人等が共同して構成するもの（以下「共同企業体」という。）が申請する場合は、第 3 条関係様式第 2 号とし、指定管理業務についての構成する法人等のそれぞれの役割や業務分担、経費区分を明確化した共同企業体協定書（様式は問わない。）を併せて提出すること。

②事業計画書（教育委員会が定める書式（注）必要に応じて行を挿入しても差し支えない。）

ア 八尾市生涯学習センターの指定管理に係る事業計画書（様式A）

※ 収支計画書については消費税及び地方消費税を含む額で作成すること。

※ 収支計画書の指定管理料は市が設定する上限額（消費税及び地方消費税を含む額）の範囲内で提案すること。

イ 八尾市生涯学習センター稼働率計画表（様式B）（教育委員会が定める書式）及びその算出根拠

③事業計画概要書

上記②の事業計画書の要旨を A 4 用紙 4 枚程度にまとめたもの（様式は問わない）。

ア 情報公開の対象となり公開を前提とする。

イ 指定管理者指定議案の参考資料として写しを市議会に提出する。

ウ 事業計画書の中の収支計画書については必ず記載すること。

④宣誓書（様式C）

申請者が「10 申請資格」を満たし、かつ「11 欠格事項」に該当していないことを宣誓する

とともに、そのことを確認するために本市より関係機関に照会を行うことについての承諾するもの。

共同企業体として申請を行う場合は、全ての構成団体が提出すること。

⑤その他の申請に必要な書類

証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。複写機による写しでも差し支えない。共同企業体として申請を行う場合は、全ての構成団体が提出すること。

ア i 法人にあつては、登記事項証明書

ii 法人以外にあつては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し

イ 法人等の定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本（法人以外の団体にあつてはそれに相当する書類）

ウ 指定申請の日に属する事業年度の前年度及び前々年度の事業における財務諸表

i 法人の場合

（共通書類）

- ・ 法人税申告書別表1（税務署の受付印があるもの。国税電子申告・納税システム（e-tax）を利用した場合は受付通知を印刷したものでも可。）、別表4、別表5の1及び5の2
- ・ 会計監査人の監査報告書（会計監査を受けていない場合は、監事の監査報告書）

（i）一般事業法人の場合

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

（ii）財団法人の場合

貸借対照表、正味財産増減計算書（フロー式）及び財産目録

（iii）NPO法人の場合

貸借対照表、収支計算書または活動計算書及び財産目録

ii 法人以外の場合

上記ウ i 記載各文書に相当する文書

エ 指定申請の日に属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

オ 申請者の沿革、代表者の履歴、役員名簿、申請者の概要及び監査指摘等の状況等、組織及び運営に関する事項を記載した書類

カ 現に行っている業務の概要（取扱商品・営業所一覧等）を記載した書類

キ 申請者並びにその申請者の代表が、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税の滞納がないことを証明する書類

※令和5、6年度及び令和7年度の納期到来分

※納期限未到来分があるものを除き、納期到来分について完納した証明

i 国税（法人税・消費税及び地方消費税）

- ・ 国税電子申告・納税システム（e-tax）による電子納税証明書での提出も可

ii 市町村民税

- ・ 本市との契約を、本社（店）名義で締結する場合は、本社（店）の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。支社（店）名義で締結する場合は、支社（店）の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。
- ・ 未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可とする。

iii 固定資産税

- ・ 未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可とする。

ク 市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等

以下の区分により直近年度分（令和7年度分）を提出すること

i 本市における特別徴収義務者である場合

本市より通知されている令和7年度市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し

ii 本市以外の大阪府下市町村の特別徴収義務者である場合

本市以外の大阪府下市町村から通知されている令和7年度市町村民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し

（提出に際しては、全ての市町村ではなく、1市町村分でよい。）

iii 本市を含む大阪府下市町村の特別徴収義務者でない場合

特別徴収義務者でないこと等の報告書（様式D）

（大阪府下市町村特別徴収義務者でない旨の報告）

※本書類は、申請者が市町村民税・府民税の特別徴収を実施していることを確認することが目的であり、納税義務者（従業員）の特別徴収税額を確認することが目的ではない。このことから、納税義務者（従業員）の特別徴収税額は不要であり、写しを作成する際には注意すること。

ケ 障害者の雇用状況が分かる書類（以下の区分による）

i 公共職業安定所へ報告義務がある場合（雇用する常用労働者数が40.0人以上の場合）

障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印があるもの）

※ オンライン申請をした場合は、申請時に作成した「【電子申請用】障害者雇用状況報告書」の写しを提出すること。（公共職業安定所の受付印は無くても可）

ii 公共職業安定所へ報告義務がない場合（雇用する常用労働者数が40.0人未満の場合）

障害者雇用状況報告書（様式E）（報告義務が無い旨の報告）

コ 申請書類提出後、申請者（共同企業体の場合は全ての構成団体を含む。）の代表者等（登記事項として記載されている役員等、以下「代表者等」という。）に変更があったときには、速やかに市へ報告すること。

指定管理者に選定された場合において、指定期間中に代表者等に変更があったときにも同様に対応すること。（指定管理者の代表者等に変更があったとき、市は議会へ報告することとなっているため。）

（2）申請書類の提出部数

① 「12 申請手続 （1）申請書類」（以下「申請書類」という。）①～③に掲げる各書類については、正本1部及び副本8部を提出すること。

なお、これらの書類は、1部ずつ市販のリングファイル（A4）（計9冊）にまとめ、①～③ごとにインデックスをつけること。また、リングファイルの表紙と背表紙に申請者名及び「八尾市生涯学習センター指定管理申請書類綴」と明記すること。

② 申請書類④及び⑤ア～コに掲げる書類については各1部を提出すること。

③ 申請書類②及び③については、「AdobeAcrobat6.0以上」で作成したPDFファイルを同梱したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。

（3）申請書類の提出方法

①提出日時

令和7年7月1日（火）から令和7年9月1日（月）までの午前9時から午後5時とする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

②提出場所

八尾市役所本館3階 八尾市教育委員会事務局生涯学習課

（4）申請に当たっての留意事項

- ① 申請者または申請者の代理人が持参すること。それ以外の方法は認めない。
- ② 提出された申請書類は仮受付とし、申請資格及び必要書類等の内容確認を行う。内容確認の結果による受付の可否については、仮受付後5日以内に電子メールにて通知する。
- ③ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- ④ 提出された申請書類は返却しない。
- ⑤ 申請資格を満たしていない場合及び申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ⑥ 申請は、一法人等につき、提案は一度限りとする。複数の申請はできない。
- ⑦ 受理した書類の差し替え、再提出及び追加書類の提出は認めない。
- ⑧ 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が、生涯学習施設に係る八尾市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及び市職員に対して不当な要求を行った場合、もしくは個別に接触した場合は、失格とする。
- ⑨ 選定終了後、申請者の名称等及び提出された資料は、八尾市情報公開条例(平成7年八尾市条例第9号。以下「情報公開条例」という。)の定めにより公開の対象となる。また、情報公開条例のみならず、情報提供に関するガイドラインに基づき対応することとなる。
- ⑩ 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。

13 現地説明会

施設の現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

（第1回）令和7年7月22日（火）午後2時から

（第2回）令和7年7月28日（月）午後2時から

※開始の10分前には集合すること。

(2) 集合場所

八尾市生涯学習センター学習プラザ 1階ロビー

(3) 内容

施設見学と概要説明を行うもので、両日とも同内容である。当日は質問を受け付けない。

(4) 申込方法

参加を希望する申請予定者は、団体等の名称、参加者の人数、氏名をあらかじめ教育委員会事務局生涯学習課（gakusyuu@city.yao.osaka.jp）まで電子メールで申し込むこと。

(5) 申込期限

第1回、第2回ともに、令和7年7月14日（月）午後5時まで

(6) 留意事項

- ①参加人数は1団体につき2名以内とする。
- ②現地説明会への参加は、第1回又は第2回のいずれかに限る。
- ③施設内での写真撮影を禁止する。
- ④応募多数の場合は、人数及び日程を調整する場合がある。

14 質疑・質問事項

募集要項、管理運営業務仕様書等の内容に対する質問事項については、質問票に質疑・質問内容を記入の上、提出すること。

①受付期間

令和7年8月5日（火）午後5時まで

②受付方法

電子メールで提出すること。電話、窓口及び現地説明会での質問は受け付けない。

③回答方法

質疑・質問は質問者へ個別に回答はせず、市ホームページに随時回答を掲載し、令和7年8月20日（水）までに全ての質疑・質問への回答を完了する予定である。

15 プレゼンテーション

提案内容の説明及び質疑応答のために、選定委員会においてプレゼンテーションを開催する。

（1）開催日時及び場所

- ① 令和7年9月中旬から下旬を予定している。
- ② 申請者ごとに開始時刻が異なるので、別途通知する。

（2）内容

- ① 説明は提出した事業計画概要書に沿って行うこと。
- ② 申請者の説明時間は15分以内とし、その後質疑応答を行う。

（3）その他

- ① 申請時に提出したデータを用い、パソコン・スクリーン・プロジェクター使用したプレゼンテーションを行うことができる。
- ② プレゼンテーションに必要な機材は事務局で用意する。
- ③ 参加人数は2名以内とする。
- ④ 資料の追加提出やパソコン等の持ち込みは認めない。

16 指定管理者候補の選定

（1）選定方法

- ① 指定管理者候補の選定は、選定委員会において、選定基準に基づき行う。
- ② 指定管理者候補者の決定は令和7年10月頃に行い、その結果は申請者全員に対し、書面にて通知する。
- ③ 選定結果は、令和7年12月八尾市議会定例会における指定議案の議決後、全申請者の名称、評価点及び講評（以下「評価点数等」という。）とともに公表する。
なお、公表方法については、各申請者の本公募以降における事業への影響を考慮し、申請者の評価点数等が明確にならないよう配慮するものである。

（2）選定基準

- ① 選定委員1名の持ち点を100点とする。
- ② センターの適正な管理運営を担保するため、最低基準点を全選定委員の持ち点合計の60%と定め、これを満たさない提案については失格とする。
- ③ 以下の(1)～(5)に掲げる各選定基準における各評価項目の合計得点が無得点（0点）になった場合は、他の選定基準における得点の状況にかかわらず失格とする。

選定基準	評価項目の例示	配点 (点)
(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（手続条例第4条第1項第1号関係）	●「八尾市における生涯学習のあり方」等に基づく、生涯学習の中心的機能を発揮するための事業方針となっているか。 ●生涯学習センターが、学習プラザ、健康プラザ及びこども総合支援センターの複合施設であることを踏まえた事業方針となっているか。 ●生涯学習の内容・機会の充実に関する課題について、具体的な提案がなされているか。 ●生涯学習環境の整備に関する課題について、具体的な提案がなされているか。	35
(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。（手続条例第4条第1項第2号関係）	●学習成果の発表や学びの機会を通じた交流に関する課題について、具体的な提案がなされているか。 ●地域人材の育成や学びの成果を活かせる場に関する課題について、具体的な提案がなされているか。 ●利用者数及び稼働率の向上に向けた数値目標は妥当な提案となっているか。	25
(3) 公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（手続条例第4条第1項第3号関係）	●施設の維持管理に関する基本的な考え方が的確かつ明確に示されているか。 ●事故発生時や防犯、防災に関する対応策は適切であるか。 ●事業計画を確実に実現することが期待できる収支計画となっており、効率的・効果的な管理運営体制のための経費の縮減案が提案されているか。 ●指定管理料の上限に対する提案は適切であるか。	20
(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（手続条例第4条第1項第4号関係）	●事業計画を具体化するための従事者の組織体制、人材育成の研修体制は適切であるか。 ●財務状況が健全な法人等であるか。 ●労働関係法令を遵守し、職員の雇用条件、労働条件、福利厚生が適切であるとともに、障がい者等の就職困難者に対する雇用促進の取り組みが図られているか。	15
(5) その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準（手続条例第4条第1項第5号関係）	●個人情報保護及びセキュリティ管理に関する対策や環境配慮・情報公開・暴力団排除など、市の方針等に合致した管理運営方針が示されているか。	5

(3) 再度の選定

次の場合は、再度の選定を行う場合がある。

- ① 申請がなかった場合
- ② いずれの申請者の提案も最低基準点を満たさず、候補者が選定できない場合
- ③ 選定の結果を通知した後、次の事情で指定管理者に指定できない場合
 - ア 市議会において指定議案が否決されたとき
 - イ 指定管理者（候補者）が倒産、解散等の状態になり法人等としての能力や存在をなくしたとき
 - ウ 申請資格の欠如及び欠格事項への該当が判明したとき
 - エ 指定管理者（候補者）が提出した書類の内容に虚偽のあることが判明したとき

17 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、八尾市議会の議決等が必要となるため、選定委員会で選定した法人等を指定管理者の候補者として、令和7年12月八尾市議会定例会に議案を提案し、議決後、センターの指定管理者として指定し、その旨を告示する。なお、否決された場合は、当該施設の指定管理者候補の資格を失うものとする。

(2) 基本協定の締結

教育委員会と指定管理者は協議のうえ、センターの管理に関する基本協定を締結するものとする。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

(3) 年度協定の締結

センターの管理に関する細目的事項については、年度ごとに事業実施に係る年度協定を締結する。

18 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、センター及びセンター利用者の事故や被災に対する第一次責任を有することから、センター又はセンター利用者に事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応をしなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、市及び教育委員会と指定管理者の責任分担については、「別表1 市及び教育委員会と指定管理者との責任分担表」「別表2 管理物件の維持補修に係る市及び教育委員会と指定管理者との実施分担表」に基づくこととする。

19 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

次に掲げる指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、指定管理者は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提示及び実施を求めることができる。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、教育委員会は指定管理者の指定の取り消し、あるいは事業の全部又は一部の停止を命ずる事がある。指定管理者の指定を取り消された場合、指定管理者は教育委員会に生じた損害を賠償しなければならない。

- ①指定管理者が募集要項に定める申請資格に該当しなくなった場合
 - ②指定管理者の社会的信頼が著しく害される事態が発生した場合
 - ③指定管理者が倒産あるいは経営状況が悪化した場合
 - ④指定管理者が正当な理由なく協定の締結に応じない場合
 - ⑤指定管理者が報告の求め、もしくは調査に応じず、または虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げ、指示に従わない場合
 - ⑥指定管理者が法令等及び協定の規定に違反した場合
- (2) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合
- 不可抗力その他市及び教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

20 指定管理者の交代に係る事項

(1) 引継ぎ業務

- ① 現指定期間における現指定管理者の行った施設利用予約に対する使用許可をはじめとする使用に係る処分、手続その他の行為については、本募集要項にて記載している指定期間における指定管理業務として、引き継がれるものとする。
- ② 現指定期間における現指定管理者の行った施設利用予約に対する利用料金の額については、事前徴収の有無に関わらず、引き継がれるものとする。
- ③ 指定管理者が、指定期間の満了等で交代する場合は、利用者や市民に不利益が生じることのないよう、教育委員会の指示に従い、新たな指定管理者となる団体との業務の引継ぎ（施設の管理業務に係る文書の引継ぎを含む）を誠実にを行うこと。

(2) 原状回復義務

- ① 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定管理者の指定を取り消されたときは、教育委員会の指定する期日までに、指定管理者の負担により、管理物件を指定開始日時点の原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。但し、教育委員会が認めた場合は、指定管理者は、管理物件の一部又は全部について、原状回復を行わずに、教育委員会に引き渡すことができるものとする。
- ② 指定管理者が正当な理由なく、教育委員会の指定する期日までに管理物件の原状回復を行わないときは、教育委員会は、指定管理者に代わって管理物件の原状回復を行うことができる。この場合においては、指定管理者は、教育委員会の原状回復について異議を申し出ることができず、また、教育委員会が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

21 共同企業体

- (1) 共同企業体については、共同企業体を構成する全ての団体が「10 申請資格」及び「11 欠格事項」に明示されている条件を満たしていなければならない。
- (2) 申請に必要な書類のうち、指定管理者指定申請書及び事業計画書については、代表者となる団体が提出するものとし、それ以外の書類については、共同企業体を構成する団体ごとに提出すること。
- (3) 共同企業体の構成員は、同時に単独あるいは他の共同企業体の構成員として申請することはできない。また、単独で申請する法人等は、同時に共同企業体の構成員になることはできない。

22 留意事項

- (1) 選定された指定管理者の候補者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (2) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。
 - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ② 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- (3) 施設の主要な業務を原則として第三者に委託し、請け負わせることは認めない。ただし、事業計画書において委託することについて提案のあった業務や、センターに係る電気設備・機械等の保守、警備、清掃等の業務については、事前に教育委員会と協議を行ったうえで、全部または一部を、第三者に委託することができる。
- (4) 災害等発生時の対応について、センターは八尾市地域防災計画にて第2避難所の福祉的利用に位置付けられており、指定管理者においては、市（災害対策本部）より協力要請があったときは、第2避難所の福祉的利用に係る円滑な運営が図られるよう協力すること。また、八尾市災害時要配慮者支援指針において、災害時多言語支援センターが設置される場合があるので、留意すること。
- (5) 指定管理者は、業務を行うに当たり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に定めるもののほか、「八尾市における障がい者を理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について市の職員に準じた対応を行うこと。
- (6) 市が策定する環境総合計画に基づき環境保全に関する取り組みを推進すること。
- (7) センターの施設管理業務に際して、指定管理者から教育委員会に提出された書類等は、情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。指定管理者が独自に作成した文書についても、積極的に開示に努めること。また、情報公開条例第19条に基づき、指定管理者としてセンターの施設管理業務に関し保有する文書の公開について定めた情報公開規程を制定すること。
- (8) 施設の管理・運営状況等について、教育委員会が毎月から四半期の間隔で実施するモニタリングについて、指定管理者は協力すること。また、指定管理者においても利用者アンケートを実施することとし、アンケート調査結果については、モニタリングの機会等を通じ、情報の共有を図ること。
- (9) 施設の事務については、法人等の主たる事務及び会計とは区別して行うこと。
- (10) 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の土地・建物について、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けることができ、次の団体に対しては、教育委員会より目的外使用許可を与えている。目的外使用料及び実費弁償額（光熱水費等）については、市の歳入となる。
 - ①（公財）八尾市国際交流センター（生涯学習センター西館1階）
 - ②（一社）大阪タクシー無線センター（生涯学習センター東館1階）
 - ③（一社）八尾市医師会（生涯学習センター東館4階）
 - ④（一社）八尾市歯科医師会（生涯学習センター東館4階）
 - ⑤（一社）八尾市薬剤師会（生涯学習センター東館4階）
 - ⑥関西電力送配電株式会社 大阪南本部（電柱3本）
 - ⑦株式会社オブテージ（共架柱3本）
 - ⑧株式会社ジェイコムウエストかわち局（光ケーブル）

また、指定管理者は、目的外使用許可等に関する事務に関し、次に定める事項について協力すること。

- ① 使用許可申請書類の取次ぎ
- ② 使用許可団体が負担する光熱水費の計算及び教育委員会への報告
- (11) 自動販売機等は、別途市が行政財産の貸付を行った団体等が設置する。指定管理者は自らの判断で施設内に設置することはできない。貸付料及び電気料は、市の歳入となる。
- (12) 指定管理者として当該施設の管理運営を行う場合、当該施設を課税対象事務所等として、原則、法人市民税が課税される。詳細について質疑等がある場合は、八尾市財政部市民税課まで問い合わせること。
- (13) 本件に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。
- (14) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について
課税仕入れを行う事業者が利用する可能性がある場合、指定管理者において適格請求書の発行が必要となることから、指定期間開始までに指定管理者において適格請求書発行事業者の登録を受けておくこと。
- (15) 国政・大阪府政・市政等に関わる選挙実施時において、八尾市選挙管理委員会より投票所としての利用について協力依頼があった場合は優先的に協力すること。

23 担当課（問合せ先）

- (1) 住 所 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
- (2) 担 当 課 八尾市教育委員会事務局生涯学習課
- (3) 電 話 072-924-3893
- (4) ファクシミリ 072-924-5593
- (5) 電子メール gakusyuu@city.yao.osaka.jp

別表 1 市及び教育委員会と指定管理者との責任分担表

●印がリスク負担者

No.	種類	内容	負担者	
			市及び 教育委員会	指定管理者
1	法令等の変更	本業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
		指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更		
2	税制度の変更	本業務に影響を及ぼす税制度の変更	協議事項	
		指定管理者に影響を及ぼす税制度の変更		
3	物価及び金利変動	物価及び金利の変動	協議事項	
4	要求水準の未達、 事業の中止及び債 務不履行	市の方針変更、手続き遅延その他市の指示 によるもの、議会の不承認	●	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるも の		●
5	不可抗力	不可抗力による履行不能（業務の変更、中 止、延期など）	協議事項	
6	計画変更	市の指示による事業内容等の変更	●	
7	支出経費の増大	市の指示による事業内容等の変更以外の要 因による支出経費の増大		●
8	減免による利用料 金収入の減少	市の政策により減免対象が拡大された場合	●	
		上記以外の場合		●
9	周辺地域・住民、 利用者への対応	管理物件に対する住民反対運動、訴訟	●	
		周辺地域・住民との協働、本業務及び自主 事業に対する要望、苦情への対応		●
10	書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによ るもの	●	
		提案書等、指定管理者が責任を持つ書類の 誤りによるもの		●
11	管理物件の維持補 修	指定管理者の責めに帰すべき事由によるも の		●
		上記以外のもの	●	
12	管理施設の瑕疵責 任	管理施設の瑕疵により指定管理者に生じた 損害等	●	
13	第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により第 三者に損害を与えた場合		●
		上記以外の場合	●	
14	セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪の発生等		●
15	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要の見 込み誤り等による経営不振（不可抗力によ るものと市及び教育委員会が認める場合を 除く。）		●

別表２ 管理物件の維持補修に係る市及び教育委員会と指定管理者との実施分担表

●印が実施者

No.	種類	内容	実施者	
			市及び 教育委員会	指定管理者
1	管理施設の修繕	1件200万円以下		●
		1件200万円超	●	
2	管理備品の修繕及び再調達	1件100万円以下		●
		1件100万円超	●	

※上記額は消費税及び地方消費税を含む額